

[検討事項] □専門的知見（学識経験者等）の活用

1. 考え方について

議会は、議会における自主的な審議の充実、議会による政策形成機能の強化を図り、市の直面する重要課題に対応するため、法第 100 条の 2 の規定により、専門的な知識及び学識経験を有する者等の知見を積極的に活用する。

2. 福島市議会の状況

先例 189 地方自治法第 100 条の 2 の規定に基づき、専門的な事項に係る調査を学識経験を有する者等に行わせる場合には、調査事項、調査期間、調査を委託する者その他必要な事項について明らかにし、議会の議決で決定するのが例である。（平成 18 年 12 月 15 日 議会運営委員会で申合せ）

[注] 専門的知見の活用について ※抜粋

1 専門的な事項に係る調査を実施するにあたっては、当該調査の対象となる議案、請願・陳情が付託されている委員会あるいは当該調査の対象となる所管事務調査を実施している常任委員会及び当該調査の対象となる付議事件を調査している特別委員会からの申入れにより、議会運営委員会において調整・決定し、議長発議により提案するものとする。

3. 参考条文、参考事例等

○所沢市 第 22 条（専門的識見の活用）

議会は、専門的識見を活用し、議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

○流山市 第 23 条（専門的知見の活用）

議会は、市の直面する重要課題に対応するため、法第 100 条の 2 の規定により、大学等研究機関との連携又は専門的な知識及び経験を有する者の積極的な活用を図ることができる。

□専門的知見の活用事例 ※全国市議会議長会「市議会の活動に関する実態調査」より抜粋

平成 23 年 1 月 1 日～12 月 31 日、5 市／809 市

- ・岐阜県高山市／議会基本条例（案）に対する指導
- ・奈良県生駒市／市立病院の基本設計、実施設計等に関する調査
- ・奈良県香芝市／香芝市議員倫理特別委員会において政治倫理について専門家の意見を聴くために大学教授を招聘
- ・岡山県井原市／議会基本条例の運用及び検証に関する調査研修
- ・山口県山陽小野田市／山陽小野田市議会基本条例制定に関する専門的事項に係る調査報告書作成業務

平成 22 年 1 月 1 日～12 月 31 日、4 市／809 市

- ・宮城県塩釜市／議会基本条例策定に係る専門的知見の活用
- ・埼玉県所沢市／議会基本条例制定以後の評価に関する調査
- ・京都府福知山市／市土地開発公社の各年度における決算書の検証及び用地簿価の算出に関する事項
- ・岡山県井原市／議会基本条例策定に関する調査研究

□地方自治法 第 100 条の 2 普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる。